

# 警 備 業 務 要 領

所 在 地 武雄市武雄町大字昭和 2 6 5 番地

名 称 武雄総合庁舎

警備対象物件 建造物、付属施設及び備品等

1 委 託 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

## 2 警備の目的

- (1) 施設、建造物の安全確認及び確保
- (2) 不法、不良行為の防止、発見、排除
- (3) 火災、盗難の防止処置

## 3 警備の主眼

- (1) 施設のはいかい者、不審者、潜伏者、不法侵入者等の発見、排除
- (2) 隣接地帯から波及する危険性の防止
- (3) 門扉（出入口、窓）等施錠すべき箇所の処置
- (4) 現金、物品、建造物、器具、重要書類等の火災、盗難毀損行為の防止
- (5) その他、非常事態発生における緊急連絡処置

## 4 重要点検箇所

- (1) 終業後の各警備箇所の火気点検処置
- (2) 施錠すべき窓、扉、門、シャッター等の点検処置
- (3) 門扉（出入口、窓）等施錠すべき箇所の処置
- (4) ガス器具、暖房器具等の火気点検処置
- (5) 水道、蛇口等の水漏れの点検処置
- (6) 電源及び不要電灯の点検処置
- (7) 危険物、可燃物貯蔵庫周辺の異常の点検

## 5 警備の要領

- (1) 機動警備（パトロールカー使用）による巡回警備とする。
- (2) 機動警備（パトロールカー使用）は不特定時の巡回とし、1 日 3 回とする。
- (3) 警備時間帯 イ. 平日：17 時 15 分から翌朝 8 時 30 分までの間  
ロ. その他の日（土・日曜日、祝日、年末年始）：終日
- (4) 機動警備は常に受託者本部との連絡を密にし、警備の状況を報告する。
- (5) 完全な警備態勢を取るために受託者の幹部による監督巡視を不定時に行う。

- (6) 巡回警備中に在室者がある時は、武雄総合庁舎の職員であることを確認する。
- (7) 火災については、警備会社で機器による監視を行う。  
なお、火災警報装置から受託者への送信機の設置・撤去は受託者で行う。
- (8) 本館正面玄関・西通用口及び倉庫棟トイレの施錠、開錠は警備会社が行う。
- (9) 施錠時間帯における県からの依頼（清掃・工事等）に基づく開施錠を行う。
- (10) 毎日の警備状況については、翌朝警備報告書を指定の箇所に提出する。

## 6 業務責任者及び業務副責任者

受託者は、本業務を総括する責任者（以下、「業務責任者」という。）を1名、業務責任者が不在時の代行として副責任者（以下、「業務副責任者」という。）を1名以上選任し、届け出ること。また、業務責任者及び業務副責任者を変更する場合も同様とする。

## 7 警備員名簿

警備業務にあたる者の経歴及び資格等を記載した名簿を事前に提出すること。

## 8 警備員の義務

- (1) 管理責任者の指示注意を遵守する。
- (2) 勤務中又はその機会に知り得た機密を漏洩しないこと。

## 9 鍵の保管

庁舎管理者から預かった鍵類は、受託者の責任において厳重に保管し、複製してはならない。

## 10 緊急時における対応

警備員は、緊急時には迅速かつ的確に対応するものとする。

特に、盗難、火事、事件事故等が発生したときは、必要に応じて警察署及び消防署、武雄県税事務所総務課へ通報する等、被害の拡大防止に努めること。

## 11 その他

この要領の記載事項以外については、武雄県税事務所と受託者が協議のうえ、その都度決定するものとする。